

平成29事業年度事業報告書

当財団は、「郵便局等を通じて行われる個人の貯蓄活動並びに郵便局等のお客様に対するサービスの向上及び利用増進に関する調査、研究、助成、啓発その他の貢献を行うことにより、国民の福祉の増進に寄与する」という目的を達成するため、個人貯蓄・資産運用等の調査研究、民間海外援助活動の支援、手紙文化の普及、金融相談等の各種事業を実施した。

I 具体的事業内容

1 個人貯蓄等研究事業

郵便局等を通じて行われる個人金融や郵便局等の提供する金融商品・サービスが健全かつ着実に発展・普及することに資するため、これらに関する基礎的、専門的な研究及び調査を行った。

(1) 『季刊 個人金融』の発行

個人・家計を取り巻く個人貯蓄を中心とした金融問題に焦点を当て、研究者・実務家による論文・調査研究レポート等を掲載した機関誌『季刊個人金融』を4回発行するとともに、特集と調査研究の論文については原則として全文をホームページにも掲載した。

発行に当たっては、大学の研究者、銀行等の実務家からなる編集委員会において、個人金融に関わる課題等を議論の上、特集として掲載するテーマを決定し、その分野での専門的研究者に執筆を依頼した。

平成29年度の特集として、「貯蓄から投資への現状と課題」（2017年春号）、「家計のリスク性資産保有と金融リテラシー」（2017年夏号）、「家計の借入をめぐる課題」（2017年秋号）、「リテール決済の多様化・高度化」（2018年冬号）を取り上げた。

(2) 外部研究者と連携した調査研究会の実施

個人金融等を主要なテーマとした委託研究を行ったほか、インターネット上に設けた研究会のホームページ内での議論と実際の会合を組合せて行う調査研究会（東京・大阪）を実施した。調査研究会の研究成果は、『平成29年度貯蓄・金融・経済研究論文集』として平成30年4月に刊行した。

また、新たに郵便・物流分野に関する調査研究を行った。

平成29年度に実施した委託研究及び調査研究報告会開催状況は、次のとおりである。

ア 平成29年度委託研究

- ① テーマ：『家計と貯蓄に関する調査』を利用した家計金融資産選択に関する分析
委託先：広島大学名誉教授 松浦 克己
- ② テーマ：「『フランス・ラポストグループ2020』－郵便・小包部門の挑戦とB2C戦略－」
委託先：ジャーナリスト 星野 興爾

イ 研究会メンバーによる調査研究報告会

(ア) 東京研究会

- ① 開催日：平成29年6月30日
テーマ：「EUの銀行同盟における預金保険スキーム統合の展望
－金融システム安定化とモラルハザードのはざままで」
「On the Easterlin Paradox - Theoretical Aspects of the Happiness Function」
- ② 開催日：平成29年12月1日
テーマ：「明日をつくる地域金融 ～イノベーションを支えるエコシステム～」
「近年のイールド・カーブ変動について－主成分分析による検証－」

(イ) 大阪研究会

- ① 開催日：平成29年7月22日
テーマ：「マイクロキャップとIPO」
「我が国におけるユニバーサルな住宅金融のあり方について」

(3) 個人金融に関する外国調査

平成29年度は、米国等25か国を対象に個人金融分野に係る金融制度・税制、個人向け金融サービス、最近の金融動向、郵便貯金・貯蓄銀行等の概要などについて、文献調査等による掲載データの更新等を行い、報告会を9回開催し、その結果を「郵便貯金等リテール金融分野に係る各国諸制度の調査内容の現行化」として平成30年4月にホームページに掲載した。

また、平成29年10月30日から11月9日にかけて中国・韓国を訪問し、郵便貯金銀行、金融監督機関等の現地調査を行い、その調査結果を取り纏めた『海外の郵便貯金等リテール金融サービスの現状(中国・韓国)』を平成30年3月に刊行した。

(4) 国民利用者の金融行動に係る調査

全国5,000世帯を対象に「第3回家計と貯蓄に関する調査」を平成30年1月に実施し、その調査結果概要を平成30年4月にホームページに掲載した。

2 資産運用等研究事業

金融資産の運用及びその市場に関する調査研究等を行い、当該研究等の成果やこれらに関する適切な情報を提供する等の事業を行った。

(1) 金融経済に関する調査・分析

内外の金融経済の動向や金融市場の調査・分析を行い、その成果を外部研究者等による論文等も含めて「ゆうちょ資産研レポート」として隔月で刊行し、賛助会員等に提供するとともにホームページで公開した。

(2) 金融資産の運用及び金融市場に関する調査研究

ゆうちょ銀行の資産運用や事業取組みなどの新たな動きのほか、ゆうちょ銀行の業務運営等を収録した「ゆうちょ銀行等の動向（平成29年版）」を刊行し賛助会員等に提供した（平成30年3月）。

(3) 研究助成事業の実施

金融市場（個人金融資産の運用を含む。）に関する調査研究を対象に、審査委員会の審査を経て研究助成金の交付を決定した。平成29年度のの対象者は、清水克俊（名古屋大学大学院経済学研究科教授）、渡辺直樹（名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授）、安田行宏（一橋大学大学院商学研究科教授）、井上武（神戸大学大学院国際協力研究科准教授）、和田良子（敬愛大学経済学部教授）の5名。

また、平成28年度の研究助成対象者の論文集「ゆうちょ資産研究」（第24巻）を発行し賛助会員等に提供するとともにホームページで公開した。

なお、賛助会員や研究者等を対象にした「第11回研究助成論文報告会」を次のとおり開催した。

開催日：平成29年9月22日

場 所：ホテルメルパルク東京（参加者約50名）

テーマ①：戦時期の郵便貯金---1930年代預貯金市場を中心として
（発表者）伊藤真利子（静岡英和学院大学人間社会学部准教授）

テーマ②：どうすれば景気に左右されずに資産を運用できるのか
（発表者）吉川大介（北海学園大学経営学部准教授）

- テーマ③：アベノミクスは成長期待を高めたのか
 (発表者) 土屋陽一 (東京理科大学経営学部専任講師)
- テーマ④：マレーシアにおけるイスラム金融と従来型金融の比較
 (発表者) 伊藤隆康 (明治大学商学部教授)
- テーマ⑤：マイナス金利政策の経験---ユーロ圏と欧州小国の経験から学ぶ
 (発表者) 高屋定美 (関西大学商学部教授)
- テーマ⑥：公共投資と証券市場との関係に関する実証研究：産業別データを用いた分析
 (発表者) 平賀一希 (東海大学政治経済学部准教授)

(4) セミナーの開催

賛助会員等を対象にした「ゆうちょ資産研セミナー」を次のとおり2回開催した。

ア 第15回

開催日：平成29年8月9日

テーマ：実験的金融政策の成果、限界、リスク

講師：早川英男 富士通総研経済研究所エグゼクティブ・フェロー

参加者：賛助会員他約100名

イ 第16回

開催日：平成30年2月16日

【第1部】

テーマ：内外経済と金融市場の見通し

講師：美和卓野村証券チーフエコノミスト

【第2部】

テーマ：今次景気回復局面の特徴

講師：紀井哲ゆうちょ銀行調査部長

参加者：賛助会員他約170名

3 民間海外援助活動等の啓発支援事業

郵便局等の提供する金融商品に附帯する寄附金の配分に係る民間海外援助活動を支援するとともに、これらの支援活動について広く周知し、国際協力に関する理解促進に努めた。

(1) 民間海外援助活動に対する支援事業

ア 活動助成

草の根国際ボランティア活動の促進に寄与し、民間海外援助活動が円滑に継続的に行われるように平成29年度活動助成は11団体の活

動に対し助成を行った。

なお、平成30年度活動助成は、申請18団体のうち審査委員会の審査を経て9団体に対し助成を決定し、平成30年3月に発表した。これに加え、新たに実施地域を指定（ミャンマー連邦共和国）して、活動期間も2年以内とし1団体200万円まで3団体について、審査委員会の審査を経て助成をあわせて決定した。

イ 講演会等への助成

助成を受けているNGO団体が開催する講演会経費等について、計8団体を助成した。

また、NGO講演会等概要レポートを作成し、平成30年4月にホームページに掲載した。

平成29年9月に開催された国内最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタ2017」及び平成30年2月に大阪で行われた「2017年度ワンワールドフェスティバル」に出展し、NGOに対する支援事業等について広く周知した。

(2) 国際協力報告会の開催

活動助成を受けたNGOの代表者やスタッフなどの参加を得て、次のとおり2地区で国際協力報告会を開催した。両地区とも、最初に独立行正法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の担当の方からJICAのNGO支援事業と「世界の人々のためのJICA基金」等について説明いただいた。

また、両地区とも、財団より、前年度の「NGO活動状況調査（ネパール）」について説明を行った。

ア 東京地区（第23回）

開催日：平成29年11月6日（月）

場 所：AP秋葉原（参加者58名）

テーマ①：「カンボジアにおけるJICAの取り組みとJICAによるNGO支援」

テーマ②：「なぜカンボジアに教育支援が必要か？」

（報告者）特定非営利活動法人アジアの子どもたちの就学を支援する会

イ 関西地区（第6回）

開催日：平成30年2月5日（月）

場 所：大阪第一ホテル（参加者25名）

テーマ①：「JICAの草の根技術協力事業～アフリカでの案件を中心に～」

テーマ②：「ルワンダフェアトレード事業とフォローアップ指導
の報告」

(報告者) 認定特定非営利活動法人リボン・京都

(3) 海外援助活動助成団体の活動状況調査

フィリピン共和国で活動する2団体を調査し、その活動内容を取りまとめたレポートを賛助会員、訪問先のNGO等に配布するとともに平成30年3月にホームページに掲載した。

期 間：平成30年2月18日から24日までの7日間

参 加 者：財団役職員及び賛助会員社員 8名

調査先①：認定特定非営利活動法人 アイキャン

(事業名) フィリピン初の路上の若者の協同組合カリエ
によるカフェ運営プロジェクト

調査先②：特定非営利活動法人 国境なき子どもたち

(事業名) ストリートチルドレンを対象としたドロップ
インセンター事業

4 郵便局利用者に対するサービスの向上と利用増進に関する事業

手紙文化の普及、郵便業務に携わる日本郵政グループ会社社員のスキルアップ支援等を通じて、郵便局利用者のサービスの向上と利用促進を図った。

(1) 「想いを伝える手紙・はがき作成支援サイト」の提供と素材の拡充

手紙の文例、テンプレート、写真・イラストを検索、ダウンロードして、想いを伝える手紙・はがきを楽しく、簡単に作成できるように支援するホームページにおいて、干支のイラスト等85素材の追加等を行い、利便性の向上を図った。

その結果、年度末現在のダウンロード件数は27,175件となり、掲載している素材は、文例156件、イラスト644件、テンプレート110件となった。

(2) はがきコンクールの実施

新たな利用方法を提起することにより、手紙・はがき文化を振興し、利用促進を図るため、名言、短歌、俳句、川柳に文章または一言を添えて想いを伝えるはがきを募る「名言はがき、短歌はがき、俳句はがき、川柳はがき」コンクールを昨年度に引き続き実施した。

当該コンクールの募集チラシを、主要郵便局及び全国の短歌等の同好会・サークル等に送付した結果、応募件数は1,725件であり、昨年度(2,373件)に比べ27%減であった。減少の大きな要因は、平

成29年6月に郵便はがき料金が52円から62円に値上がりしたことが影響したものと思われる。

一般の部44作品、ジュニアの部15作品、課題作品15作品を入賞作品として選考した。

また、コンクールの入賞作品については、はがきを書く際の参考としてもらうため、「想いを伝える手紙・はがき作成支援サイト」に文例として掲載しているが、年度末現在のアクセス件数は20,009件となっている。

(3) 「郵便認証事務エキスパート養成講座」の開設

内容証明及び特別送達の取扱いをする郵便物については、郵便認証司の認証を受けることが郵便法上規定され、その適切な実施が要請されていることから、必要な知識・技能の習得と郵便認証事務のスキルアップを支援するため、日本郵便株式会社の社員を対象に「郵便認証事務エキスパート養成講座」を昨年度に引き続き開講した。

内容証明郵便取扱郵便局へ受講勧奨した結果、受講者は215名となった。

5 金融相談等事業

高齢者及び障がい者等を対象に、専門相談員による金融相談会や金融教育講座等を開催し、金融を巡る諸問題に関する相談に応じるとともに、金融被害等の関連情報の提供を行う事業を実施した。また、同様の金融相談・教育活動を行っているNPO等に対し、その活動費の一部を助成するとともに、活動の実態を広く周知し社会的な認知度を高める事業を行った。

(1) 相談会の開催

ア 「震災・お金・暮らし相談会」の開催

さいたま市・埼玉弁護士会との共催で、「震災・お金・暮らし相談会」を毎週木曜日（15時～19時）にさいたま市で開催した。

イ 「いわて復興支援暮らしの無料相談会」の開催

岩手県大槌町において、毎週日曜日（12時～16時）に仮設団地集会場を会場として「いわて復興支援暮らしの無料相談会」を開催した。

ウ 「気仙沼復興支援暮らしの無料相談会」の開催

宮城県気仙沼市において、毎月1～2回、仮設住宅集会所を会場として「気仙沼復興支援暮らしの無料相談会」を開催した。

エ 知的障がい等のある子を持つ保護者を対象とする相談会の開催

知的障がい、発達障がいのある子を持つ保護者を対象とした相談会を、東京・武蔵野市で毎週木曜日に開催した。

(2) 金融教育講座の開催

ア 知的障がい者等に対する金融教育講座の開催

知的障がい者等を対象に金銭管理や金融トラブル防止を内容とした金融教育講座を、仙台市等において63回開催した。

イ 金融教育支援員養成講座の開催

知的障がい者等に対する金銭管理講座等の講師や金融トラブル防止等の啓発活動を行う人を養成するための「金融教育支援員養成講座」を開講し、金融教育支援員向けセミナーを札幌市等において9回開催した。

ウ 楽しく学ぶ体験型お金の学習会の開催

小学生とその保護者を対象に、お金の知識・マナーを、ゲームを通して楽しく学ぶイベント「ゆうちょ夢スクール」を開催した。

開催日：平成30年2月18日（日）

場 所：いわき市生涯学習プラザ（参加者41名）

(3) 金融相談等活動助成事業の実施

ア 活動助成の実施

社会人向けに金融相談活動や金融教育活動を行うNPO等の活動に対して、活動費の一部を助成する金融相談等活動助成事業を実施し、平成29年度はNPO法人子育てサポート・Mネットの「親子でマスター お金との上手なつき合い方」など17団体・97活動に対して助成を行うとともに助成対象活動の監査を実施した。

当該年度の助成対象活動の中から、特に優れた活動に対して授与される「優秀活動賞」は、NPO法人むさしの発達障がい支援サークルしょーとてんぱーの「知的発達障がいのある方の生活設計を考える講座」及びNPO法人パープル・ハンズの「性的マイノリティ高齢者のためのライフプランセミナー」が選定された。

また、平成30年度は、申請31団体・171活動のうち審査委員会の審査を経て27団体・90活動への助成を決定した。

イ 活動助成報告会の開催

金融相談等活動助成事業に対する理解を深めるとともに、同様の活動を実施している団体間の交流を図るため、「活動助成報告会」を開催した。

開催日：平成29年10月20日（金）

場 所：アルカディア市ヶ谷（参加者39名）

活動報告：① 震災復興ライフプラン（道筋）相談会

（発表）「NPO法人いわきFP・eーらいふ」

- ② ひきこもり・発達障害などの子を持つ保護者向け相談会
(発表)「NPO法人楽の会リーラ」

6 教育・出版関連事業

金融知識の普及啓発に寄与するとともに、郵便局等利用者のサービス向上と利用増進に資するため、日本郵政グループ会社社員のお客様対応に関する資格取得、スキルアップ等を図る関連施策を行った。

(1) 資格取得・スキルアップ施策

日本郵政グループ会社社員のスキルアップ支援として「CFP養成講座」、「AFP・2級FP技能士養成講座」、「3級FP技能士養成講座」、「AFP特修講座」、「年金相談に強くなる講座」、「個人型DC（確定拠出年金）がよくわかる講座」の6通信講座を開講した。

(2) 研修業務等を受託

ゆうちょ銀行及び郵便局の年金相談会への年金相談員派遣を受託し、延べ2,323名を派遣したほか、ゆうちょ銀行主催の「年金勉強会・年金セミナー」への講師派遣を受託し、32名を派遣した。

(3) セミナー業務

FP資格保有者の継続単位取得のための「FP継続教育セミナー」（日本FP協会認定）を72回開催した。

II 郵政博物館の運営に係る支援

公益財団法人通信文化協会が運営する「郵政博物館」の運営に係る経費の一部について寄附を行った。

III 法人運営

1 評議員会

第11回評議員会（平成29年6月27日）

《議案》

- (1) 評議員の選任について(案)
- (2) 役員(理事・監事)の選任について(案)
- (3) 会計監査人の選任について(案)

《報告事項》

- (1) 平成28事業年度事業報告書
- (2) 平成28事業年度決算報告書
- (3) 平成28年度公益目的支出計画実施報告書の提出について
- (4) 役員退職手当支給における貢献度合率について

2 理事会

- (1) 第19回理事会（平成29年6月6日）

《議案》

- ア 平成28事業年度事業報告書(案)
- イ 平成28事業年度決算報告書(案)
- ウ 平成28年度公益目的支出計画実施報告書について(案)
- エ 第11回評議員会の議案について(案)
 - (ア) 評議員の選任について
 - (イ) 役員(理事・監事)の選任について
 - (ウ) 会計監査人の選任について
- オ 役員退職手当支給における貢献度合率について(案)

- (2) 第20回理事会（平成29年6月27日）

《議案》

- ア 専務理事の選定(案)
- イ 会計監査人の報酬について(案)

- (3) 第21回理事会（平成29年10月26日）

《報告事項》

業務推進状況（平成29事業年度第1四半期～第2四半期）

- (4) 第22回理事会（平成30年3月20日）

《議案》

- ア 平成30事業年度事業計画書(案)
- イ 平成30事業年度収支計画書(案)
- ウ 第12回評議員会の開催(案)
- エ 賛助会員規程の改定について

《報告事項》

業務推進状況（平成29事業年度第3四半期～第4四半期）

3 主要な規程等の改正

ゆうちょ財団資産運用規程の一部改正

(1) 改正内容

資産運用取扱者及び資産運用管理者を指定等

(2) 施行日

平成29年6月12日

◎ 一般社団・財団法人法施行規則第34条に関する報告

事業報告の内容を補足する重要な事項はないので附属明細書は、作成しない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則
(平成十九年四月二十日法務省令第二十八号)

最終改正：平成二七年一二月二八日法務省令第六一号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成十九年政令第三十八号）及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）の規定に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則を次のように定める。

第四款 事業報告

第三十四条 [法第百二十三条第二項](#)の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

二 [法第七十六条第三項第三号](#) 及び [第九十条第四項第五号](#) に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。